

3 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 29 年 3 月 9 日 (木) 午後 1 時 30 分

と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、5 番 山内光興、

6 番 大久保秀幸、7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、10 番 田名部和義、11 番 古舘傳之助、

12 番 田中忠二、13 番 堰端治、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、

17 番 林善嗣、18 番 下舘敏、19 番 籠田悦子

欠席した委員

9 番 森園秀一

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農地 G L) 寺沢智幸、農政 G L 村上司

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中野

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、12番 田中忠二委員、13番 堰端治委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第9号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについてを議題と致します。

部会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局大里から、ご説明いたします。この案件は、農地法第3条許可処分の取消しの2月分です。資料の1ページをご覧ください。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

番号1番、平成27年12月15日付けで許可されたもので、態様別は売買、取消理由は、農地転用許可申請をするためです。

双方合意の上で、許可処分の取消願が提出されておりますので、ご審議のほどよろしく願います。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第10号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

部会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

山内委員

はい。

部会長

山内委員。

山内委員

去る2月28日、林委員と市庁本館地下会議室におきまして、番号12番から14番まで調査をしてまいりましたので報告いたします。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

3条12番

12番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、使用貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためということです。というのは、今まで別の場所でもハウス等々やっております、温度管理から何から大変だということで、二人で分けなければならぬとなつて、今の場所は息子さんが新規就農でやりたいということで申請が出されたものです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、きゅうり、トマト、葉物野菜、じゃがいも等です。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離6km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化なし。宅地化あり。休耕地・山林地あり。農業経験5年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、管理機、ライトバンを各1台所有しており、トラック1台を購入予定ということです。

3条13番

続きまして、13番ですが、調査には、渡人は本人が、受人は委任状を持って代理人が出席しております。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。受人は65歳以上ですが、同居の息子が後継者としております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありませんが、平成25年に受人は取得をしております。申請地周囲の状況でございますが、通作距離5km。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。農業経験35年。地域農業への影響はなし。耕作道はありませんが、自己所有地及び通行を承諾された渡人所有の農地を通行し市道に通じています。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女1人、うち農業専従者は女1人、兼業者は男2人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、軽トラック、耕運機、草刈機を各1台所有しております。

3条14番

続きまして、14番ですが、調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためということです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、大根です。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況でございますが、通作距離35km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験10

年。地域農業への影響はなし。通作距離が 35 km もあって大変ですね。と言うと、今までも田代岱の方で 20 町歩以上の大根をやって市場等々に出荷していますから、それに比べたらまだ近いほうです。頑張ってやれると思います。という話でした。年金、税猶予等はありません。受人は農地所有適格法人で、構成員は男 3 人、女 1 人、うち農業専従者は男 3 人、女 1 人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラックを各 4 台、大根掘取機 1 台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

部会長 只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

鳥喰委員 はい。

部会長 鳥喰委員。

鳥喰委員 13 番について、売買となっておりますが、いくらだったでしょうか。

山内委員 総額で、対価 30 万円ということです。

部会長 そのほか質疑ございませんか。

田名部委員 14 番は、この面積でいくらぐらいですか。

山内委員 100 万円だそうです。

部会長 そのほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長 ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第 4 部会長 次に、日程第 4、議案第 11 号、平成 28 年度第 12 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査 事務局の菊谷から、議案第 11 号、平成 28 年度第 12 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 29 件、使用貸借 5 件の計 34 件となっております
借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 15 名、貸し手 34 名で、利用権設定面積は 175,257 ㎡でございます。

	借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積 1 番	番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 2 番	番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます
利用集積 3 番	番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 4 番～ 利用集積 5 番	番号 4 番、番号 5 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、ながいもを作付けするために、10 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、番号 4 番が土地改良区への賦課金、番号 5 番が 10a 当たり年間 5,000 円でございます。次ページをお開き願います。
利用集積 6 番	番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2 年 7 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 40,000 円でございます。
利用集積 7 番	番号 7 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、1 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間 5 俵でございます。
利用集積 8 番	番号 8 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 9 番～ 利用集積 10 番	番号 9 番、番号 10 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、10a 当たり年間 5,000 円でございます。次ページをご覧ください。
利用集積 11 番～ 利用集積 14 番	番号 11 番から番号 14 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるものでございます。利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。
利用集積 15 番	番号 15 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。次ページをお開き願います。
利用集積 16 番	番号 16 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間米 150 kg でございます。
利用集積 17 番	番号 17 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。
利用集積 18 番～ 利用集積 20 番	番号 18 番から番号 20 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるものでございます。利用権の種類及び内容は、番号 18 番、20 番が水稻を、番号 19 番が麦を作付けするために、5 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、番号 18 番が年間で玄米 2 俵、番号 19 番、20 番が 10a 当り年間 10,000 円でございます。次ページをご覧ください。
利用集積 21 番	番号 21 番、利用権の種類及び内容は、水稻と野菜を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 25,000 円でございます。
利用集積 22 番	番号 22 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6 年 9 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 17,000 円でございます。

利用集積 23 番	番号 23 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6 年 9 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 42,000 円でございます。
利用集積 24 番	番号 24 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用賃貸借するものでございます。
利用集積 25 番	番号 25 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 47,000 円でございます。次ページをお開き願います。
利用集積 26 番～ 利用集積 28 番	番号 26 番から番号 28 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、番号 26 番が総額年間 11,000 円、番号 27 番が総額年間 25,000 円、番号 28 番が総額年間 13,000 円でございます。
利用集積 29 番～ 利用集積 30 番	番号 29 番、番号 30 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号 29 番が 5 年間、番号 30 番が 3 年間賃貸借するものでございます。賃借料につきましては、番号 29 番が総額年間 15,000 円、番号 30 番が総額年間 18,000 円でございます。次ページをご覧ください。
利用集積 31 番	番号 31 番、利用権の種類及び内容は、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 10,000 円でございます。
利用集積 32 番	番号 32 番、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 7,500 円でございます。
利用集積 33 番	番号 33 番、利用権の種類及び内容は、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。
利用集積 34 番	番号 34 番、利用権の種類及び内容は、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a 当り年間 5,000 円でございます。 なお、番号 31 番から番号 34 番までは、公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。 公告年月日は、平成 29 年 3 月 15 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
部会長	只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。
堰端委員	はい。
部会長	堰端委員。
堰端委員	4 番ですが、貸し手の方が十日程前に亡くなっているの、できないのではないのですか。
菊谷技査	事務局の菊谷からお答えいたします。4 番につきましては、申請日が 2 月 13 日ということで、貸し手の方が亡くなる前に申請されているものでした。

部会長	そのほか質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑等なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。
日程第5 部会長	次に、日程第5、議案第12号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題と致します。 それでは、事務局から説明願います。
菊谷技査	事務局の菊谷から、議案第12号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料の13ページをお開き願います。 今回の利用権設定件数は賃貸借4件、使用貸借1件となっております。 借り手の人数につきましては4名で、利用権設定面積は61,435㎡でございます。 左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。 貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定する者を掲載しております。 その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。それでは、議案の説明をいたします。
配分計画1番	番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料は、10a 当り年間10,000円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。
配分計画2番	番号2番、利用権の種類及び内容は、野菜及び水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料は、10a 当り年間7,500円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。
配分計画3番～ 配分計画4番	番号3番、番号4番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、大根を作付けするために、番号3番が5年間、番号4番が10年間賃貸借するものでございます。賃借料は、10a 当たり年間5,000円でございます。借り手の決定理由は、当該農地を希望した唯一の借り手であるためでございます。
配分計画5番	番号5番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、8年8か月間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち、条件が適合したためでございます。 ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。以上、説明を終わります。
部会長	只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見の無い旨、八戸市長に回答します。

日程第6
部会長

次に、日程第6、議案第13号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

林委員

はい。

部会長

林委員

林委員

林から報告します。去る2月28日、山内委員と本館地下会議室において、議案第13号の2番から6番を、調査して参りましたので報告します。資料15ページをお開き願います。

5条2番

番号2番ですが、この案件は議案第9号の、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて関連した案件です。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は売買。転用目的は太陽光発電設備施設です。実施計画は、平成29年4月15日から平成29年4月30日。資金調達計画は自己資金及び借入資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財の沢ノ上遺跡の区域内であり、社会教育課に確認済みです。土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青い森鉄道北高岩駅から北東側約790mに位置し、畑・宅地に囲まれております。市が管理する道路に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、周辺の土地での転用を検討したが条件に合わず、申請地は標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置は沢ノ上14-1に抵当権が設定されていますが、了承済みです。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条3番、4番

続いて、番号3番、4番についてですが、受人が同一ですので一括して報告します。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は親戚です。態様別は賃貸借。転用目的は太陽光発電設備施設です。実施計画は、平成29年3月25日から平成29年4月10日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財の松ヶ崎遺跡の区域内ですが届出不要、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、周囲にロープを設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高校から北東側約530mに位置し、畑・雑種

地に囲まれております。番号3番は県道に、番号4番は市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は番号3番は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、受人所有の土地で条件に合う土地がなく、申請地は地域平均より生産性が低いからです。番号4番は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。次ページをお開き願います。

5条5番、6番

続いて、番号5番、6番についてですが、受人が同一ですので一括して報告します。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人は代理人が出席しました。番号5番、両者の関係は親子です。番号6番、両者の関係は同一人です。態様別は使用貸借。転用目的は、番号5番が車庫・事務所・物置・トイレ計9棟建築、番号6番が物置・車庫計5棟建築です。両案件とも建築済みで、顛末書が提出されております。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽、浸透マスを設置しています。立地条件は、学校組合立田代小・中学校から南西側約870mに位置し、畑・住宅に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、借人は建設業を営んでおり、事業を行うのに申請地以外で条件に合う土地がなく、申請地は地域平均より生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれも事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

鳥喰委員

はい。

部会長

鳥喰委員。

鳥喰委員

番号3番、4番の太陽光発電ですが、賃貸借というのは、いくらぐらいで何年間ぐらいなのでしょう。

田中主事

事務局の田中から説明させていただきます。3番、4番ですがどちらも賃借料は1年間7万円で20年間となっております、総額140万円の賃貸借となっております。

部会長

そのほか質疑ございませんか。

田名部委員

今の鳥喰委員の質問の関連でお伺いしたいのですが、太陽光発電の転用だと地目は畑から何に変わるのですか。

田中主事

はい。太陽光発電で転用しますと地目は雑種地に変わります。

田名部委員 ちなみに、そうなると固定資産税はどのくらいかかるかというのは、存じ上げないですね。

田中主事 はい。税金のことについては確認していません。

田名部委員 この点についてバランスが取れて転用されていればいいのですが、稀にバランスが合わなくて…、適当な言葉ではないのですが、騙した騙されたの話が若干聞こえてくる部分があります。当局で指導してくださいとかというわけではないのですが、そのへんをよく見極めたなかで転用にこぎつけないと大変かなあと考えておりました。八戸市でもある事業を興すにあたって人様の牧場を5ha 程転用かけようとしたら、バランスが合わなくてやめた事業があります。そういうのがあるということ当局でもよく承知して、後でトラブルに巻き込まれないよう注意喚起していただきたいと思います。

部会長 そのほか質疑ございませんか。

鳥喰委員 はい。

部会長 鳥喰委員。

鳥喰委員 雑種地というのは、宅地並み課税になるのでしょうか。

田中主事 わからないので、後日確認してお答えいたします。

部会長 そのほか質疑ございませんか。

 (なしの声あり)

部会長 ご質疑等なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第7
部会長 次に、日程第7、報告第12号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

大里主幹 事務局の大里から、ご報告いたします。
この案件は、相続等届出の2月分でございます。資料の17ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
今回の届出は、資料17ページ番号14番から資料20ページ番号24番までの計11件となっております、権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種

類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、希望なしとなっております。
何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8
部会長

次に、日程第8、報告第13号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

田中主事

事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条届出の撤回願の2月分でございます。資料の21ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号1番、撤回理由は建築資金等の諸事情により建築できなかったためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を申請者に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

田名部委員

はい。

部会長

田名部委員。

田名部委員

これは平成6年に受理されて、だいぶ年数が経っておりますが、何か意図があるのですかね。撤回するにあたって諸費用とかは発生しますか。

田中主事

田中から説明いたします。撤回願いの申請に対して費用がかかるということはないです。

田名部委員

これは、どこの自治体も同じ取り扱いなのですか。

田中主事

今回の案件は市街化区域内の土地ですので、市街化区域が設定されている市町村であれば、おそらくどこでも撤回願いに費用がかかるということはないと思います。

部会長	<p>そのほか質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑なしと認めます。</p>
日程第9、日程第10 部会長	<p>次に、日程第9、報告第14号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第15号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の2月分でございます。</p> <p>まず4条からご報告申し上げます。資料の23ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
4条届出2番	<p>番号2番、転用目的は通路でございます。</p>
4条届出3番	<p>番号3番、転用目的は物置兼車庫1棟建築でございます。</p>
4条届出4番	<p>番号4番、転用目的は住宅1棟建築でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
4条届出5番	<p>番号5番、転用目的は住宅1棟建築でございます。</p>
4条届出6番	<p>番号6番、転用目的は宅地拡張でございます。</p> <p>続いて、5条につきましてご報告申し上げます。25ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
5条届出12番	<p>番号12番、転用目的はセレモニーホール1棟建築でございます。</p>
5条届出13番	<p>番号13番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。</p>
5条届出14番	<p>番号14番、転用目的は住宅1棟建築でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
5条届出15番	<p>番号15番、転用目的は通路でございます。</p>
5条届出16番~17番	<p>番号16番、17番、転用目的は住宅1棟建築でございます。</p> <p>次ページをご覧ください。</p>
5条届出18番~20番	<p>番号18番、19番、20番、転用目的は住宅1棟建築でございます。</p> <p>次ページをお開き願います。</p>
5条届出21番	<p>番号21番、転用目的は住宅1棟建築でございます。</p>
5条届出22番	<p>番号22番、転用目的は資材置場・駐車場でございます。</p> <p>番号22番ですが、先ほど撤回願いで申し上げた土地の転用となっております。</p> <p>いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。</p>
部会長	<p>只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。</p>

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

日程第 11
部会長

次に、日程第 11、報告第 16 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から報告願います。

大里主幹

事務局の大里から、ご報告いたします。資料の 29 ページをお開き願います。
届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条6番

番号 6 番につきましては、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、平成 29 年 3 月 15 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 14 時 17 分)